江戸川大学総合情報図書館資料収集規程

令和６年４月１日
総合情報図書館長制定

（目的）

1　大学に附属する図書館は、その大学における研究や教育や学習に資する資料を収集し、大学の知的活動の象徴として大学のあるべき姿を表現するものでなければならない。この規程は、江戸川大学総合情報図書館（以下、「図書館」という。）の蔵書を構築するにあたり、その資料収集方針を定めることを目的とする。

（蔵書構築方針）

2　図書館は、以下の方針に基づき蔵書を構築する。

１）教育・研究・学習に役立つ資料
２）建学の精神に基づく資料や個性的な資料
３）資料価値の高い保存性の必要な資料

（収集基準）

3　図書館は、資料の収集に当たり以下を基準とする。

１）本学に設置される各学部・学科の専門分野に対応する必要な資料を収集する。
２）特定の主義・主張・思想・信条に偏らず、幅広くバランスの取れた資料を収集する。
３）教員の研究に資する専門分野に合致した資料を収集する。
４）学生の学習活動を支援するため、カリキュラムやシラバスに準拠した資料を収集する。
５）所蔵資料の改版及び続巻は原則として収集する。
６）紙媒体以外の情報源も積極的に収集する。

（非収集資料）

4　知的文化財としての資料を収集する図書館の社会的使命に照らし、原則として、以下の資料は収集しない。ただし、教育・研究活動において必要と認められる場合はこの限りではない。

１）実務に偏ったもので、学生への教育用途が見出せないもの
２）資格等試験のワークブック等、個人での書き込み、切り取り使用を前提としたもの
３）政党・政治結社・宗教団体・企業・各国等の宣伝的な刊行物
４）客観性に乏しく学術性が希薄な著作物、売名行為に類する自費出版物
５）趣味（個人的偏りの強いもの）、娯楽書、ポルノグラフィ等
６）一部視聴覚資料など、図書館設置に必要な著作権等の権利処理がなされていないもの
７）コンプライアンス上問題がある先との取引が生じるまたはその恐れがあるもの

（寄贈）

5　蔵書構築を本学が主体的に行う必要性から、多量の寄贈図書は原則として受け入れない。

（除籍）

6　蔵書を適正に維持管理するため、以下のものは必要に応じて除籍処理をする。なお、除籍の処理にあたっては、江戸川大学総合情報図書館運営委員会の審議を経てこれを行う。

1）教育目的等で購入された副本資料

2）内容が陳腐化し、資料的価値のなくなった資料

（申請資格と審査）

7　蔵書の収集・寄贈の申請ができる者は、江戸川大学総合情報図書館利用規程第2条に定める図書館を利用できる者とする。ただし購買を伴う蔵書の収集については、図書館を利用できる者のうち、総合情報図書館長が当該年度において選書予算を設定した者とする。蔵書の収集・寄贈に際しては、この規程に定める資料収集方針に基づいた図書館による審査を経るものとする。

（その他）

8　この規程の改正は、江戸川大学総合情報図書館運営委員会の議を経て総合情報図書館長が行う。

附　　則

1　この規程は令和6年4月1日より施行する。

2　江戸川大学総合情報図書館の資料収集方針について（令和元年10月1日施行）は廃止する。